

災害復旧事業における環境配慮型ブロックから
その他の法覆ブロックへの変更について

お 知 ら せ

岡山県土木部防災砂防課

平成 30 年 7 月豪雨等に係る災害復旧工事において、環境配慮型ブロックの納期遅延等により、工期内完了が見込めない場合に、その他の法覆ブロックへ設計変更できることとしましたのでお知らせします。

1 対象工事

平成 30 年発生災害または令和元年発生災害の復旧工事で、環境配慮型ブロックにより査定決定された工事とする。

※災害査定の決定内容によっては、変更できない工事もありますので、変更可否については監督員にお尋ねください。

2 変更できる法覆ブロック

明度 6 以下の π 型ブロックまたは粗面ブロック

3 事前協議

設計変更を請求しようとする場合は、事前に以下の内容を記載した「工事打合簿」により、監督員と協議してください。

- 1) 変更しようとする法覆ブロックの名称・規格、製造・生産工場の名称及び予定納期
- 2) 環境配慮型ブロックからその他の法覆ブロックへ変更せざるを得ない状況の証明資料

※県内の出荷可能な工場等へ注文した際の、注文先（原則として 3 社以上）からの予定納期又は辞退の意思表示が確認できる資料。なお、資料については、ファックス又は電子メールの印刷物でも可能としますが、以下の内容の確認できる資料としてください。

- ・ 注文日（注文時の納品希望時期）及び予定納期又は辞退報告日
- ・ ファックス又は電子メールの送受信先（受注者及び製造工場等）

4 県外調達との関係

令和元年8月1日にコンクリート積みブロックの県内調達が困難な場合、県外からの調達に要する諸費用を設計変更できるとお知らせしておりますが、環境配慮型ブロックの納期遅延等により、工期内完了が見込めない場合は、下記の流れで調達方法についてご検討をお願いします。

- 環境配慮型ブロックの納期遅延等により、工期内完了が見込めない
 - ①その他の法覆ブロックの県内調達を検討（本お知らせ）
 - ②環境配慮型ブロックの県外調達を検討（令和元年8月1日のお知らせ）
 - ③その他の法覆ブロックの県外調達を検討
（令和元年8月1日のお知らせ及び本お知らせ）

【問い合わせ先】

土木部防災砂防課防災班

TEL 086-226-7481